

第3回 志摩市宿泊税検討委員会 議事要旨

【日 時：令和6年12月11日（水）13:45～15:45】

【場 所：志摩市役所 403・404 会議室】

【出席者：以下の通り】

<委員>

四日市大学 総合政策学部 教授 岡良浩（委員長）

一般社団法人志摩市観光協会 会長 中村滋

志摩市商工会 会長 出口勝美

志摩市温泉振興協議会/湯元館ニュー浜島 支配人 中西幸光

一般社団法人志摩市観光協会 副会長/志摩市商工会観光部会 会長 大西晶

志摩市インバウンド協議会 会長 安和彦

近鉄グループホールディングス株式会社 執行役員伊勢志摩支社長 山本寛

一般社団法人日本旅行業協会中部事務局 事務局長 星野道佳

<事務局>

志摩市 観光経済部 部長 出口みさと

志摩市 観光経済部 観光課 課長 鈴木隆

志摩市 観光経済部 観光課 課長補佐 逢阪貴雅

志摩市 観光経済部 観光課 主査 島田隼人

志摩市 政策推進部 総合政策課 課長 坂井陽

志摩市 総務部 財政課 課長 城山尚史

志摩市 総務部 課税課 課長 加藤行典

志摩市 総務部 課税課 課長補佐兼諸税係長 佐藤哲也

志摩市 総務部 収税課 課長 中村博紀

<事務局（受託事業者）>

志摩まちづくり株式会社 番匠宏明

株式会社三十三総研 調査部長 主席研究員 別府孝文

株式会社三十三総研 調査部 副部長 主任研究員 中田丈仁

株式会社三十三総研 調査部 研究員 内田誠弥

【会議発言】

＜観光経済部長挨拶＞

大変お忙しいところ第3回宿泊税検討委員会に出席頂き感謝申し上げます。

志摩市の観光客数はコロナ禍前の令和元年度と比較して9割程度まで回復している一方で、市内の宿泊施設では人手不足などから需要に対応できない状況もあるなど、観光を取り巻く状況は常に変化している。

現在検討中の宿泊税が持続可能な観光地づくりを通して、観光客と地域で働く人々にとってより良い環境を築けることができればと考えている。

これまでの検討委員会では、観光振興のための新しい財源として宿泊税が相応しいのか、目的や使途について議論頂くとともに、アンケート調査の結果も踏まえて委員から貴重な意見を頂いた。

本日は具体的な課税要件等を検討頂き、活発な意見交換を通して志摩市にとって最適な宿泊税制度を構築できればと考えている。

＜委員・事務局の紹介＞

出席者名簿にて確認依頼

＜検討・協議＞

事務局：

第3回検討委員会資料説明
報告書素案について（1章、2章）

委員長：

7頁の宿泊についてのデータは宿泊者数で良いのか。宿泊税はこれに泊数をかけると思うが、そのデータはあるのか。

事務局：

表現は宿泊客数となっているが単位は人・泊である。

事務局：

報告書素案について（3章）

委員長：

地方税法上で特定の目的で課税することを認めているが、条文には宿泊税についてどのように書いてあるのか。かつて、「目的税の一般財源化」が言われていた時期もあったと思うが、この目的税に関して国の方針としての考え方を確認したい。

事務局：

地方税法には宿泊税という形では明文化されていない。市町が条例で法定外目的税を制定することができるという記載がある。宿泊税の目的については条例において定め、その用途などの目的をこの委員会の中で検討頂くことになる。

A委員：

自治体が総務省の同意を得て徴収できるということだが、それは自治体が条例を策定して総務省に提出をするということで良いか。

事務局：

検討委員会の中で宿泊税を導入するとなった場合には、志摩市で条例案を策定して、志摩市議会で議決された後に総務大臣の同意を得て、その後施行される。

A委員：

理解できた。しかし、「検討にあたって」の文章が難しく分かり難かった。

委員長：

宿泊税の目的に関して、条例の素案になるようなことは議論しておく必要がある。今の点を少し報告書に加筆しても良いかもしれない。

事務局：

報告書素案について（４章）

委員長：

11 頁の書きぶりは全体的な印象を含めて少しよろしくない。目的税と言いながら。「志摩市は人口も減って、税収もないのでそこに財源を充てたい」というように見える。使途の４本柱を見ればそうではないことが分かるが。

11 頁の「基本的な考え方」には、納税者が宿泊者であることがイメージされていない。他都市では、「都市の魅力を高める」「観光の振興を図るための施策に要する費用に充てる」ということだが、もう少し包括した目的の言葉があって欲しい。報告書として「まちづくり」にかなり引っ張られている。乱暴に言えば、宿泊者にとって地元の人口が減ることは、知ったことではない。観光振興のためにきちんと使って欲しいと私自身も思った。そうしないと、納税者の誤解を生むのではないか。

条例の目的のところが、この基本的な考え方では少し弱い。使途の４本柱があるので、それをもう少し包含するような導入の目的を明文化しておいた方が良い。

A委員：

委員長と全く同感である。岐阜県の宿泊税導入の検討で、「宿泊税の使い道を明確にして下さい」という文言があった。「どういう目的で宿泊税を創設するのか」を行政で第2次志摩市総合計画後期基本計画の中身に沿って作り上げ、お客様に分かるような使い道を明確にする必要がある。

委員長：

乱暴に言えば、総合計画と整合性がなくても良い。なぜなら、宿泊者にそのような考えはない。

A委員：

整合性を持たせるのも一つの考え方として良い。

B委員：

志摩市としてどのような観光地を目指すのかが見えづらい。数を追い求めるのか、高単価な人たちに来てもらって税収を上げていくのか。そういう姿が出ると使途にも反映できるので、税率・税額についてある程度の方向性が決まってくる。導入部分で目指すべき姿をもう少し表すべきでは。

委員長：

仰る通り。志摩市の現状を踏まえ、どのような観光振興が望ましいのかについて打ち出しても良い。志摩市民の顔よりは納税者に対して分かりやすい志摩市の観光振興のイメージを打ち出すことで、納税者の合意は得られやすい。私自身が部外者で、納税する立場で見ているので、行政の総合計画に書いてあるからと言われても、何故、そのために税を払わなければいけないのかと思ってしまう。使い道が理解できるような観光振興の方向がもう少し明示できれば良い。

C委員：

私も他府県から来る立場で、お客さんを連れてくる業界にいる。宿泊税の4本柱の1、2、4は他の自治体でも上げられるキーワードだが、志摩市に海があるという意味で3の「災害対策」は他府県から来る人にとっては非常に興味がある。できるかどうかは別として、具体的に「ここの堤防をこうするなど」ということがあれば、観光客としては、「そこまで考えてくれているのか」ということになるのでは。

委員長：

仰る通り。災害対策や対応策は、海に面した志摩市ではウエイトも高く特色にもなる。

4本柱に決めるのではなく、他にも議論があっても良い。実態把握や情報発信は柱に入らなくて良いのかということもあるかもしれない。

検討委員会なので具体的な使途まで細かく決めることまではしないとしても、この先

に具体的な用途について議論するような場が設定されると想定している。今後のスケジュールに関して、財源として何に使うかをどのように意思決定していくのか。

事務局：

宿泊税を導入するまでの間に周知期間を持つことになり、その間に財源分を予算化していく。議会に予算案として提出するので、そこで議論がある。あと、地元の事業者からも要望を聞いて予算に反映していく。全てを検討委員会や行政で決めるというよりは、事業者、住民と一緒に作っていく。

委員長：

条例化以降は予算執行について、市民や皆さんも合意形成に入れながら進めていく予定だ。そういう意味では、いま決めているのは具体的まではいかないが用途に関する基本的な考え方だ。

15 頁の 4 本柱の中で、3 番の災害対応策をもう少し踏み込めないか。もう少しいくつかの例を挙げられないか。ハードもソフトもいろいろあると思うが。市民や観光業者の中で非常に重要な問題だと考えているものがあるのではないか。

D 委員：

事業者が行政と一緒に取組んでいく大半はここに書かれている。災害に関して 8 月に打撃を受けた業者が非常に多かったし、それに対する情報や来られる方の不安がかなり大きかった。宿泊者からの問い合わせ等も窓口にかかり入っていた。こうした状況を踏まえると、災害に対する施策があれば、安心・安全な街として選ばれる観光地として一歩踏み込んだことができるのではないか。そこが大きく書いてあるだけなので、どういうことに取り組んでいくのかが気になる。最近では、宿泊者もそこを重視することが多いと思うので、災害対応策をもう少し明記してもらえると分かりやすい。

事務局：

市としても現段階では、「災害の時に宿泊施設がどのような対策を既に行っているか」、「どのような部分が足りないと思っているか」、「行政に対してどのような支援を求めているのか」などが把握できていない段階だ。まずは現状の調査をしたうえで、行政が何をすべきなのかを把握していくことが先決だと思っている。報告書に将来的な先を見据えたことを書くべきであれば、まずは宿泊施設の防災の配備状況を把握しなければならない。

E 委員：

特に小さな宿泊施設で避難マニュアルなどが揃っていない。宿泊者が安心して、災害が起こっても大丈夫だと思って頂ける対策が肝になってくる。実際の状況を調査することも必要であるし、ハード整備よりは、宿泊事業者へのサポートや宿泊事業者の行動を

どのように向上させられるかが、宿泊地エリアとしての価値アップにつながっていく。

市内で8か所くらいのホテルが災害時の避難所にするという協定を結んでいるが、実際に災害が起こった時に観光客、従業員、地域の住民をどうやって宿泊施設で受け入れるかなど具体的には踏み込めていない。ここをしっかりと充実させれば、志摩市の評価にも結びつく。

C委員：

いま能登などで避難訓練を具体的にしており、それほどお金がかかるものでもないで、旅館も協力している。人手不足で大変だが、そこは比較的地元の協力があればできるのではないか。消防関係、救急関係、専門家も入れて、「志摩市としてはこういう取り組みをしています」ということはできるような気がする。

委員長：

非常に現実的だ。いま避難所についてのホテルの協定の話が出たが、逆に言うと逃げようのない観光地もあるのではないか。例えば南海トラフが発生した場合、このあたりは何時間くらいで津波が来るのか。

E委員：

早いところでは8～10分、英虞湾の中だと10数分ではないか。海拔が低く被災してしまうところはあると思う。しかし、避難誘導や誘導経路の理解を従業員がしっかりしているかが一番大事だ。そこに力を入れていくのは凄く良い。

委員長：

仰る通り。観光地の場合、宿泊者がどこに行っているかがイメージできない。災害が起こったら、どこに何人いるのかが分からない。しかし、統計的にここは危ないというところはあるので、宿泊施設に避難できなくても、こんな方法があるということをシミュレーションしていく必要はある。

E委員：

地域と一緒にあってそういう訓練ができれば、凄く効果的だ。

委員長：

そういうところを報告書に上手く肉付け頂くと、志摩市らしくなってくる。

事務局：

報告書素案について（5章）

A委員：

委員会方針の A 案「1 人 1 泊につき 一律 200 円」は、伊勢志摩 3 市で共通性があり、私としては賛成したい。一方、「簡易宿泊所から高級ホテルまで志摩市の宿泊施設は多様で一律の税額には違和感がある」という意見もあり、B 案「5 万円未満は 200 円、5 万円以上は 500 円」も明記されている。志摩市はインバウンドを多くのところが導入しており、500 円が妥当なのか。私はもう一つの案として 1,000 円はどうかという意見を持っている。

委員長：

C 案として 1,000 円の税額もあり得るのではないかという意見が出た。しかし、どちらかと言うと A 案が良いという意見と受け止めた。

報告書が両論併記であるのは、委員の意見がいろいろあったことで決めきれなかったのだと思う。検討委員会として集約化するという意味では先ずベストを決めた方が良い。

F 委員：

前回も話しに出たが、宿泊料金 5 万円というのは食事などを省いた金額である。季節で料金が変わるので、ブレイクダウンする作業が必要になる。温泉料金が 1 泊 2 食の中に入るなどいろいろなケースもある。

例えば、志摩市の星認定制度を作り、宿泊施設が取得した星の数によって金額を決めるようなことはできないか。

委員長：

星認定は少し趣旨が違う気がする。認定を受けたくないという施設も多くなるのではないか。認定はプレミアム感を出すためであり、宿泊税のためではない気がする。ここで新たな制度を作るのは現実的ではない。

F 委員：

星ではなくて年間の平均単価から税額を決めることができれば、都度計算をしなくて済む。作業的にも案内する側としても分かりやすい。

委員長：

私のイメージとしては、B 案の 5 万円のバーは、1 万円や 2 万円では皆が迷うので、少し突き抜けた方が良いということで提案しているのだと思う。一方で、5 万円前後のところは逆に困るのではないか。宿泊事業者はどのように感じるだろうか。

事務局：

それぞれの案を採用した時の事業者の負担について説明させて顶きたい。

導入決定後、条例施行の前に宿泊事業者は宿泊者から宿泊税を預かり市に納めて頂く特別徴収義務者になるので、その申告を全ての事業者に行って頂く。A 案も B 案も関係

ない。

施行後1ヶ月分の宿泊税の宿泊税額、宿泊人数を翌月末までに申告し納付をしてもらい、その根拠となる帳簿を事業所に備え置いて頂く。帳簿に記載して頂く事項について、A案とB案で異なる。

A案の場合には帳簿の内容としては、宿泊日付、宿泊人数、宿泊税額、その他必要事項となる。

B案は宿泊日付、宿泊料金、宿泊人数、宿泊税額となる。

A案とB案の違いとしては、B案を採用した時には段階的定額制になるので、宿泊料金を確定して税額を決めなければいけない。

以上の理由からB案を採用した場合には、条例にも宿泊料金の記載をして頂くことを明記することになる。「食事代などは差し引いた、宿泊に関するものだけの料金」を宿泊料金として計算し帳簿に記載頂く必要がある。

B委員：

宿泊料金だけを計算するのが一般的だが、なぜ料理の料金を含んだ金額で税率・税額を決めてはいけないのか。お客様は食事など関係なしに旅館にいくらを払っているかが重要なので、宿泊分だけか飲食付きなのかはお客様が選択することなので、そこは分けなくても良いという考え方もあるのではないかな。

事務局：

先進自治体の条例を見ても、宿泊行為に対するものが宿泊税という名目になっている。例えば、総額にすると飲食だけでなく他のオプションもあった場合、その金額も含まれてしまうので、ここは宿泊行為に対する税金ということで理解頂きたい。

B委員：

お客様は宿泊だけではなく料理、雰囲気、アクティビティも含めての値段だと思っている。そこは分けなくても良いのではないかな。

事務局：

宿泊税は宿泊行為にかかる税となり、入湯税は入湯行為に関する税になってくるので、今回の宿泊税も宿泊行為についての税金であると考えざるを得ない。

B委員：

これから泊食分離が進むと思うが、お客様の立場からすると、自分がいくら払っているかによって税金を取られることに納得感はあるが、宿泊料金と料理を分けていくらと言われると、自分だったらどうかなと思う。

G委員：

実際に宿泊施設に勤めている立場として申し上げる。財務的な処理や考え方からは、これは非常に手間だ。

導入の目的が働き手不足対策や労働生産性向上であるはずが、却って手間が増える。手間を軽減するようなシステムが各旅館に入れば良いが、入湯税も取っているところが、宿泊税もシステムに入れた場合、費用がどのくらいかかるが分からない。

他の地域ではシステム改修にどれくらい費用がかかり、作業がどうなったのかなども調べて頂いたうえで、各旅館組合にもう少し具体的なアンケートをとってもらった方が良いのではないか。お客様が宿泊税に納得せず、払ってもらえない場合は未徴収となり、事業者の徴収義務違反になってしまいかねない。そのあたりまで突っ込んで議論をしておかないと、人手不足解消を用途の柱の中に入れていたなかで本末転倒になってしまう。

用途や目的で防災に費用をかけるのは非常に良く、お客さんの目にも見えて納得できる。旅館やホテルも水はある程度備蓄しているが、量を増やすなど目に見えるものが要だ。

他にこの地域で足りないものは発電ではないか。植物発電についてアンケートに書いたが、それは植物を植えてそこから発生する電気でライトが作れるものだ。浜島では海岸沿いでビン玉ロードをやっており、それで発電ができれば観光と防災の両方で売りになる。それをお客様が見て「そういうことに使っているのだ」と納得して頂けるような一例になると思いますので、防災の部分はお客様の見える形でお金を使うことが必要だ。

E 委員：

手間の話を聞くと煩雑になるので A 案に傾くが、施設が大なり小なり多様でシーズンの変動も大きいというエリア的な特徴で考えた場合に、それを最大限に生かすのであれば B 案だとも思う。1 人 1 泊で 5 万円の宿はこのエリアでも数件であり、凄く限定されている。

F 委員：

1 泊 2 食の宿泊料金に含まれる食事単価は各ホテルによって原価率の算出の仕方によって全然変わってくる。そこに不公平感はないか。ホテルの申告で良いのか。

事務局：

申告に疑義が生じた時には事業所の方で帳簿を確認させて頂くことがあるかもしれない。

委員長：

いまは日によっても曜日によっても料金は違う。事後的に宿泊料金だけを算出することはできないか。

F 委員：

どこも1泊2食の中で食事はいくら、アクティビティいくらとなっている。ただ施設によってはオフ期に部屋代を少し落としてでも売するという考え方も出てくる。

E委員：

正直、システムが入っている宿泊施設ではいかようにでもなる。ただ、B案を選んだ時には小さい宿は凄く大変だ。

委員長：

B案の場合、5万円以下の宿泊施設でも一律に宿泊料金を出す必要がある。

今回は導入のハードルを下げるという意味で、A案を基本として5年後に見直すという形にしてはどうか。

A案、B案の両論併記にするか、「A案の一律1人1泊200円をベースにして、今後その段階的な免税点を検討する」というような方向性もあり得る。

ちなみに、いま5万円以上の宿はどのくらいの件数があるのか。シミュレーションでは宿泊者が7万人くらいとなっているが。

各委員：

ある程度限定される。5～6施設で10施設までではないと思う。

委員長：

この議論は大事だと思うので、改めて申し上げると、「A案を基調にして段階的な免税点は今後の検討課題にする」というような結論でどうか。

若しくは両論併記は良くないのか？このまま報告書にするのは市としても困るのか？

観光経済部長：

一つ補足すると、宿泊税を導入した先進地では、導入にあたって宿泊施設に負担を強いるため、システム導入・改修の補助金を用意している。それは市としても検討をしなければいけない。

あと、特別徴収交付金について、事務負担をお願いするということで一般的に徴収税額の2.5%を宿泊事業者に支払う。

委員長：

重要な部分であるので、もう一度賛否を問わせて頂くが、「A案の一律200円をベースにしながら、免税点については今後5年後に見直す」という基本方針で報告書を作ることに賛成の方は挙手頂けるか。

全員賛成ではない。

C委員：

おそらく定額制に反対の方は5万円以下のホテルで、「差別ではないか」「おかしいのではないか」という意見だと思う。B案の場合では、5万円を超えない事業者にも手間がかかるので、一旦同じにしたと説明すると納得されるのではないか。

委員長：

説明の仕方や文言の書き方はいろいろあるが、そういうことを前提に「一律200円の税額をベースにしてはどうか」というのが私の意見だ。

これは強引に賛否を取ることではないので、現段階では両論併記として報告書案の最終まで持ち越したいと思う。その他にもいろいろ論点がある。

見直しに関しては「5年毎」、課税免除に関しては「外国大使等の任務遂行に伴う宿泊以外の課税免除は作らない」、入湯税に関しては「改正は検討しない」、などそれぞれに意見がないようであれば、そのままが良いか。

後は税額を「一律200円」か「5万円の境を設けるか」が懸案として残る。

事務局：

報告書素案について（6章）

委員長：

27頁の使途の部分は少し精査した方が良い。条例が制定され宿泊税をどのように使うかというテーブルに立った時にここでの意見は貴重になる。

防災関連の部分も加筆して欲しい。

また、「真珠文化を知らしめるような施設」については、できるだけ具体的なイメージがあった方が良い。具体的に目的がはっきりしている方が納税者の理解は強まるので、報告書に是非反映して頂きたい。

二次交通に関しては、委員会の意見としてはもう少し精査した方が良い。

今後、宿泊税の具体的な使途については別の場所で検討されると思うので、言い残したことがないように意見を頂きたい。

次回も事前に報告書案が届くと思うので、それを踏まえて発言頂ければと思う。

事務局：

今後のスケジュールについて説明

委員長：

ここはこうすべきだという点について、次回委員会を待つのではなく事前に事務局に忌憚のない意見を言ってもらえれば良い。

以上